

2026年1月29日

各 位

会 社 名 株式会社ナレルグループ  
代表者名 代表取締役 柴田 直樹  
(コード: 9163、東証グロース)  
問合せ先 取締役 三井 規彰  
(TEL. 03-6268-9036)

### 業績連動型株式報酬としてのユニットの付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた制度である業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、「対象取締役」という。）に対し、業績評価期間中の業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式の交付を受ける権利（以下「本ユニット」という。）を付与することを決議（以下「本付与決議」という。）し、対象取締役にその内容を通知することをいたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本ユニット付与の概要

(1) 発行又は処分する株式の種類及び数	当社普通株式 24,286株 ※本ユニットに基づく交付株式数が最も多くなる場合を想定した数としています。
(2) 発行又は処分の価額	1株につき2,347円 ※本付与決議の日の前営業日（2026年1月28日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値としています。
(3) 発行又は処分の総額	56,999,242円 ※本ユニットに基づく交付株式数が最も多くなる場合を想定した数に本付与決議の日の前営業日（2026年1月28日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額としています。
(4) 割当予定先	取締役 3名 24,286株 ※ 社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。

##### 2. 本ユニット付与の目的及び理由

当社は、2025年12月25日開催の取締役会において、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化すること、並びに対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。また、2026年1月29日開催の第7期定時株主総会において、本制度に係る報酬を対象取締役に付与すること、各事業年度において付与されるパフォーマンス・シェア・ユニットごとに対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を45,000株以内とし、その報酬の総額を、既存の報酬枠とは別枠で、100,000千円以内とすること等をご承認いただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の対象取締役3名に対し、本制度に基づいて、本ユニットを付与することをいたしました。

#### ＜本ユニットの概要＞

本ユニットの業績目標達成度を評価する期間は、2026年2月1日から2029年1月31日までの期間（以下「本業績評価期間」という。）とし、本業績評価期間中の業績指標の達成度等に応じて当社普通株式を交付します。

#### （1）最終交付株式数の算定方法

「最終交付株式数」は、以下の算定式によって算定されます。

$$\text{最終交付株式数} = \text{基準報酬額} \times \text{支給率} \div \text{株式交付時の時価}$$

なお、最終交付株式数の上限は下表のとおりとします。

役位	上限株式数
代表取締役	19,173株
取締役	5,113株

##### ① 基準報酬額

基準報酬額は、下表のとおりとします。

役位	基準報酬額
代表取締役	15,000千円
取締役	1,000千円～3,000千円

##### ② 支給率

株式の支給率は、当社のTSR（株主総利回り）とし、次の計算式により計算します。ただし、計算の結果3.0を超える場合は、3.0とします。

$$\text{当社のTSR (株主総利回り)} = (B + C) \div A$$

A:	本業績評価期間開始月の前月（X年1月）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
B:	本業績評価期間最終月（X+3年1月）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
C:	本業績評価期間における当社の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額

#### （2）その他の場合

なお、以下(ア)から(ウ)の事由が発生した場合、当社は、以下の各号の定めに従い、株式又は金銭を支給します。

(ア) 対象取締役が2029年1月31日までに、当社の取締役会が正当と認める理由及び態様（死亡を除く。）により当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれも退任したとき

株式を交付することとし、「最終交付株式数」は、以下の算定式によって算定されます。

$$\text{最終交付株式数} = \text{基準報酬額} \times \text{支給率} \times \text{在任期間比率} \div \text{株式交付時の時価}$$

##### ① 支給率

この場合の株式の支給率は、当社のTSR（株主総利回り）とし、次の計算式により計算します。ただし、計算の結果3.0を超える場合は、3.0とします。

$$\text{当社のTSR (株主総利回り)} = (B + C) \div A$$

A:	本業績評価期間開始月の前月 (X年1月) の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
B:	退任する日を含む月以後最初の1月 (当該退任月を含む。) の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
C:	本業績評価期間開始月 (X年2月) から退任する日を含む月以後最初の1月 (当該退任月を含む。) までの当社の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額

## ② 在任期間比率

在任期間比率は、次の計算式により計算します。

$$\text{在任期間比率} = \frac{\text{本役務提供期間における在任月数}}{12}$$

本役務提供期間における在任月数は、本役務提供期間（2025年10月期に係る当社の定時株主総会の日から2026年10月期に係る当社の定時株主総会の日までの期間をいう。以下同じ。）の開始日を含む月の翌月から退任する日を含む月までの月数をいい、退任日が月の途中の場合でも当該月は1か月として計算します。また、在任期間比率が1を超えた場合には在任期間比率は1とします。

(イ) 本ユニットに基づき株式を交付する期日として当社の取締役会が定める日（以下「本交付期日」という。）の前に対象取締役が死亡した場合

金銭を支給することとし、その金額は、以下の算定式によって算定されます。在任期間比率は、(ア)②と同じです。

$$\text{支給金額} = \text{基準報酬額} \times \text{在任期間比率}$$

(ウ) 本交付期日の前に組織再編等（※）が当社の株主総会（ただし、※口において当社の株主総会による承認を要さない場合及び※へにおいては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、組織再編等効力発生日（※）が本交付期日より前に到来するときに限る。なお、当該承認の日を「組織再編等承認日」という。）

金銭を支給することとし、その支給金額は、以下の算定式によって算定されます。

$$\text{支給金額} = \text{基準報酬額} \times \text{支給率} \times \text{在任期間比率}$$

なお、支給金額の上限は、下表のとおりとします。

役位	支給金額の上限
代表取締役	45,000千円
取締役	3,000千円～9,000千円

## ① 支給率

この場合の金銭の支給率は、当社のTSR（株主総利回り）とし、次の計算式により計算します。ただし、計算の結果3.0を超える場合は、3.0とします。

$$\text{当社のTSR (株主総利回り)} = (B + C) \div A$$

A:	本業績評価期間開始月の前月（X年1月）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
B:	組織再編等承認日（＊1）を含め、直近1か月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
C:	本業績評価期間開始月（X年2月）から組織再編等承認日（＊1）までの当社の剩余金の配当に係る1株当たり配当総額

（＊1）組織再編等承認日が本業績評価期間の末日より後である場合には、本業績評価期間の末日とします。

ただし、組織再編等承認日より前に、当社の取締役会が正当と認める理由及び態様（死亡を除く。）により対象取締役が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれも退任している場合（死亡を除く。）であって、組織再編等承認日が当該退任する日以後最初の1月31日より後であるときは、B・Cについては、上記（ア）①に規定するとおりとします。

## ② 在任期間比率

この場合の在任期間比率は、次の計算式により計算します。

$$\text{在任期間比率} = \frac{\text{本役務提供期間における在任月数}}{12}$$

本役務提供期間における在任月数は、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月（ただし、対象取締役が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれも退任する日を含む月の方が早い場合には、当該月）までの月数をいい、組織再編等承認日等が月の途中の場合でも当該月は1か月として計算します。また、在任期間比率が1を超えた場合には在任期間比率は1とします。

※「組織再編等」とは、次の各号に掲げる事項をいい、「組織再編等効力発生日」とは、次の各号に定める日をいいます。

- イ) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ロ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
- ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- ニ) 株式の併合（効力発生日において基準報酬額に相当する株式数が1に満たない端数のみとなると合理的に見込まれる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
- ホ) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- ヘ) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

## （3）権利消滅事由等

対象取締役が本ユニットに基づく株式の交付を受けるまで等の期間において、取締役会で定める一定の非違行為その他本ユニットを消滅することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当したときは、本ユニットは権利消滅します。また、報酬の支給後であっても、一定の期間内において、重大な会計上の誤り若しくは不正による決算の事後的な修正が発生した場合又は対象取締役に重要な内部規程違反が発生した場合等には、本ユニットの付与に係る契約の定めるところに従い、取締役会の決議により、報酬の返還を求めることがあります。

以上